

## 令和3年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託仕様書

1 件名 令和3年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託

2 履行期間 契約締結日から令和4年3月11日（金）まで

3 業務予定市町村

南相馬市、飯館村、浪江町、葛尾村、川内村 等

4 業務の体制

- (1) 令和3年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務（以下、「掘削業務」という。）は、掘削業務箇所に、現場責任者1名、作業員4名を配置する。
- (2) 掘削業務箇所の状況に応じて、1台又は2台の重機を使用する。
- (3) 掘削業務箇所に、移動式トイレを設置する。
- (4) 掘削業務において、状況に応じて草刈機・敷鉄板を使用する。
- (5) 掘削業務箇所に発電機及び水中ポンプを常備し、状況に応じて使用する。

5 業務の概要

- (1) 周知の埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財包蔵地の可能性がある土地を対象に、その範囲及び深さを明らかにするための調査において、重機及び人力によりトレンチ掘削作業を行う。また、掘削作業後に委託者が記録を作成したトレンチの埋め戻しも合わせて行う。
- (2) トレンチの大きさは、縦2m×横10m×深さ1mを基本とする。
- (3) トレンチの位置や深さは委託者の指示による。
- (4) 掘削業務は、月曜日から金曜日までの間に行う。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、雨天等により委託者が掘削業務をできないと判断した日、その他委託者が指定した日は掘削業務を行わない。

(5) 掘削業務時間

契約締結日～10月31日 原則9：00～17：00（1時間の休憩を含む）

11月1日～3月12日 原則9：00～16：00（1時間の休憩を含む）

雨天等により委託者が掘削業務を実施できないと判断した場合、委託者は、当日の7：00までに受託者へ電話又はファックスにて連絡する。掘削業務時間の中で掘削業務を中止する場合は、委託者は速やかに受託者に連絡する。

掘削業務時間を9：00～16：00としている期間であっても、委託者が必要と判断した場合は、委託者受託者協議の上、17：00まで掘削業務を実施することがある。

6 安全確保

- (1) 受託者は、掘削業務及び重機等の移動中における事故に関し、委託者に重大な瑕疵や過失がない限り、安全管理上の責任を負い、事故が生じた場合の諸費用を負担する。
- (2) 受託者は、作業開始前に整備点検を実施する。

## 7 現場責任者

- (1) 現場責任者は、1級又は2級の土木施工管理技士の資格を有し、埋蔵文化財発掘調査現場において現場責任者又は同等の業務に通算1年以上携わった経験を有し、かつ受託者が継続して雇用する職員とする。受託者は、現場責任者を決定し、あらかじめ委託者に届け出る。
- (2) 現場責任者は委託者の必要に応じて作業工程を立案し、委託者の了解を得た上で作業を実施する。
- (3) 現場責任者は上記5の作業について、委託者、オペレーター及び作業員の安全を確保し、第三者への損害を予防するとともに、オペレーター及び作業員を指揮監督し、施工状況を確認した上で、委託者に報告する。
- (4) 現場責任者は上記5の作業について、状況を示す写真等の資料を作成し、月毎に委託者に提出する。

## 8 作業員

- (1) 作業員による掘削業務は、以下を基本とする。
  - ①重機による作業が困難な試掘・確認調査現場におけるトレンチの掘削及び埋め戻し（トレンチの大きさは上記5（2）の規定に関わらず、委託者の指示による）
  - ②重機掘削後の土層断面及び遺跡を確認できる土層面等の精査
  - ③遺物包含層及び遺構等の掘り下げ
  - ④トレンチ埋め戻しに伴う補助的作業
  - ⑤遺物（土器や石器など）発見時の委託者への報告及び処理
  - ⑥トレンチ内の湧水の汲み取り
- (2) 受託者は作業に使用する道具（移植ゴテ、箕、スコップ、三角ホー、昇降用ステップ等）を準備するものとする。

## 9 重機

- (1) バックホウを使用する。バックホウはオペレーター付きとし、バケットは0.1 m<sup>3</sup>又は0.25 m<sup>3</sup>（ツメ隠し付き）若しくは法面バケットとし、掘削業務箇所状況に応じて使い分ける。
- (2) バックホウは諸経費、オペレーターの人件費相当額及び燃料費一切の費用を含む。
- (3) 現場責任者の指示により、埋蔵文化財が確認できる深度まで薄く平滑に繰り返し掘り下げ、壁を垂直に立てながら、トレンチを升状に仕上げる。発生土は、表土と表土より下の土とを分けて置き、両者が混ざらないようにする。
- (4) 委託者が記録を作成したトレンチはバックホウにより埋め戻す。埋め戻しの際は、表土より下の土を先に埋め戻し、深さ30cm毎に転圧する。表土を埋め戻す際は、石が混ざらないようにする。
- (5) オペレーターは、作業開始前に保有する免許を委託者に提示する。委託者は、オペレーターが上記作業に堪えないと判断した場合は、受託者にオペレーターの交代を申し入

れることができ、受託者は申し入れに応じ速やかにオペレーターを交代する。

(6) 作業及び移動に際しては、必要に応じてカラーコーン・敷鉄板等を用い、委託者、オペレーター及び作業員の安全を確保し、第三者への損害を予防する。

(7) バックホウの移動は、掘削業務箇所内での移動は自走とし、それ以外は搬送とする。

#### 10 移動式トイレ

移動式トイレを掘削業務箇所等に設置する。移動式トイレは、軽トラック荷台に積載し、常時移動可能なものとする。搬送代、汲み取り代込みとする。

#### 11 草刈機

委託者の必要に応じ、草刈機による草刈りを行う。草刈機は人工代・燃料費込みとする。

#### 12 発電機及び水中ポンプ

(1) 掘削業務箇所に発電機（100V/15A）及び水中ポンプ（2インチ・ホース含む）を常備する。

(2) トレンチ内の湧水の汲み取りにおいて、委託者が必要と認めたときは、発電機及び水中ポンプを使用する。発電機は燃料費込みとする。

#### 13 敷鉄板

(1) 安全確保、第三者への損害防止のために必要な場合は、敷鉄板（1.5×3m）を使用する。

(2) 敷鉄板は、2枚を一組として使用する。

#### 14 予定数量及び調査計画

(1) 別表のとおり。

(2) 別表で示した予定数量・実施市町村・調査計画は、事業進捗に応じて増減、変更があるものとする。

(別表) 令和3年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託 予定数量

市町村	所要 日数 (日)	現場責 任者 (人日)	作業員 (人日) 7時間/日	作業員 (人日) 6時間/日	重機0.25 (台日)	搬送0.25 (回)	重機 0.1 (台日)	搬送 0.1 (回)	草刈機 (台日)	トイレ (台月)	発電機 (台月)	ポンプ (台月)	敷鉄板 (枚日)	敷鉄板 回送 (回)	
南相馬市	64	64	224	24	26	17	35	14	8	契約期間内における 使用月数(10カ月)	10	10	10	4	2
飯舘村	16	16		62	16	4			2						
浪江町	33	33		132	27	6	6	2							
葛尾村	1	1	4		1	2									
川内村	4	4	16				4	2							
	118	118	244	218	70	29	45	18	10						

※予定数量・実施市町村は、事業進捗に応じて増減、変更があるものとする。  
 ※同時に2箇所以上で掘削業務を発注する見込みはなく、契約期間を通じて1箇所となる予定。

○令和3年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託 調査計画

No	市町村	遺跡等 の数	実施時期 (予定)	対象面積(㎡) カッコ内の数値 は未確定値	調査 日数	現場 責任者(人)	作業員(人) 7時間/日	作業員(人) 6時間/日	重機0.25㎡ (台)	重機(0.25) 搬送(回)	重機0.1㎡ (台)	重機(0.1) 搬送(回)	草刈機(台日)
1	南相馬市 原町区	4	4月～5月	22,000	15	15	59				15	6	1
2	南相馬市 鹿島区	2	5月～6月	(23,500)	13	13	46		10	4			6
3	南相馬市 原町区	1	6月	(1,300)	2	2	8		2	2			
4	南相馬市 原町区	1	6月	(1,800)	2	2	8		2	2			
5	南相馬市 小高区	3	7月	13,820	9	9	35				9	3	1
6	南相馬市 小高区	1	8月	9,200	3	3	12		3	2			
7	南相馬市 原町区	1	8月	1,800	2	2	8				2	2	
8	南相馬市 小高区	4	9月	4,410	2	2	8		2	3			
9	双葉郡 葛尾村	1	9月	(2,400)	1	1	4		1	2			
10	双葉郡 川内村	1	9月	5,800	4	4	16				4	2	
11	南相馬市 原町区	3	10月	(14,600)	10	10	40		1	2	9	3	
12	相馬郡 飯舘村	1以上	11月	(42,000)	16	16		62	16	4			2
13	南相馬市 鹿島区	2	12月	(14,608)	6	6		24	6	2			
14	双葉郡 浪江町	1	12月	(9,700)	6	6		24			6	2	
15	双葉郡 浪江町	5	1～2月	66,900	27	27	108		27	6			
	合計			233,838	118	118	244	218	70	29	45	18	10

※調査計画は、事業進捗に応じて増減、変更があるものとする。  
 ※No.1の実施期間(予定)は、受託者の決定後に再度調整する。